

豊中市消費生活審議会委員 市民委員募集

豊中市では、消費者の利益の擁護と増進に関する重要事項の審議のために、「豊中市消費生活審議会」を設けています。現在の委員の任期満了に伴い、令和8年(2026年)11月から、新たな「豊中市消費生活審議会」の委員として、市民のみなさまから募集をいたします。

当審議会へ応募される方は、下記の要領によりお申し込みください。

応募資格 次の条件をすべて満たす方

- ・応募の時点で、豊中市内に在住か、在勤、在学している満18歳以上の方で、この審議会の委員でない方
- ・任期の初日において、豊中市の市議会議員・市職員・他の審議会などの委員でない方

募集人数 1人(選考あり。下記「選考方法」をご覧ください。)

任 期 令和8年(2026年)11月1日から令和10年(2028年)10月31日まで
審議会開催予定は平日の昼間に年2回程度です(1回あたり1時間30分程度)。

謝 礼 1回につき9,700円(交通費、所得税などを含まず)

応募期間 7月1日(金)～8月7日(金)(※8月7日 消印有効)

応募方法 「契約トラブルに遭っても自己解決するために重要だと思うことおよび市民がトラブルに遭わないための効果的な啓発方法について」をテーマに、800字程度にまとめ、住所、名前(フリガナ)、性別、年齢、電話番号、応募理由を下記応募様式に記載の上、「〒560-0022 豊中市北桜塚2-2-1 暮らし支援課消費生活係」へ郵送・持参にて提出。8月7日(金)消印有効。

なお、豊中市ホームページより専用フォームでのお申し込みも可能です。(※豊中市外在住の方は、勤務先または学校の名称及び所在地もご記入ください。)

選考方法 小論文の採点により選考します。

小論文評価基準

「消費者が学び、考え、行動する視点で書かれているか」「消費生活審議会における消費者としての自身の役割の理解度」などの視点で採点します。

結果通知 応募者全員に9月中旬頃、郵送で通知します。選考結果の如何にかかわらず、応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。

※この件に関することは下記へお問い合わせください。

問い合わせ・応募先

〒560-0022 豊中市北桜塚2丁目2番1号

豊中市立生活情報センターくらしかん (暮らし支援課消費生活係)

TEL. 06-6858-5073 月～金曜(休日を除く)9時～17時15分

豊中市消費生活審議会 市民委員募集

応募用紙

フリガナ			
名前			
住所	〒		
電話番号		FAX番号	
Eメールアドレス			
性別		年齢	
<p>豊中市外に在住する人で、豊中市内に勤務または通学している人は、勤務先または学校の名称と所在地をご記入ください。（豊中市在住の人は記入する必要はありません）</p>			
勤務先または学校の名称		所在地	豊中市
応募理由			
<p>活動の経験（地域活動や他の審議会委員など）がありましたらご記入ください。（未経験の人は「未経験」とご記入ください）</p>			
<p>（小論文）「契約トラブルに遭っても自己解決するために重要だと思うことおよび市民がトラブルに遭わないための効果的な啓発方法について」をテーマにご記入ください。（800字程度。裏面スペースあり）</p>			

豊中市消費生活審議会 市民委員募集
応募用紙